

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、情報流通行政局地上放送課及び衛星・地域放送課を廃止し、同局に放送業務課及び放送施設整備促進課を設置するとともに、同局郵政行政部信書便事業課を廃止してその所掌事務を同部企画課に移管し、同部に郵便局活用課を設置するほか、本省に置かれる参事官を一人増員する等、所要の改正を行う。

2. 主な改正事項

- (1) 情報流通行政局放送業務課及び放送施設整備促進課の設置等（令第76条、第84条及び第85条）

情報流通行政局地上放送課及び衛星・地域放送課を廃止するとともに、同局に放送業務課及び放送施設整備促進課を設置し、その所掌事務を定める等するもの。

- (2) 情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の設置等（令第76条、第87条、第89条及び附則第19条）

情報流通行政局郵政行政部信書便事業課を廃止してその所掌事務を同部企画課に移管するとともに、同部に郵便局活用課を設置し、その所掌事務を定めるもの。

- (3) 統計局統計調査部消費統計課の所掌事務変更（令第118条）

統計局統計調査部調査企画課から消費統計課へ所掌事務を移管するもの。

- (4) 本省に置かれる参事官の増員等（令第120条及び附則第21条）

本省に置かれる参事官を1人増員するもの（令和10年3月31日までの時限設置。）。

- (5) 政策統括官の職務の特例の規定の整備（令附則第7条）

政策統括官の職務の特例について、所要の規定の整備を行うもの。

3. スケジュール

閣 議：令和7年6月24日

施行期日：令和7年7月1日

ただし、令附則第7条に係る改正規定は、公布日施行